クレイトン・ユッツ法律事務所
ニュースレター

CLAYTON UTZ



クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレター（第 134 回）をお届けいたします。

本ニュースレターについて、ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見やご要望などがございましたら、遠慮なくご連絡いただければと存じます。

2026 年 11 月　クレイトン・ユッツ法律事務所　加納寛之

今月の主要トピック：

サイバーリスクの管理責任に関する裁判において当局が勝利（サイバーセキュリティ）

NSW 州最高裁判所は、Fortnum Private Wealth 社（以下「フォートナム社」）が、サイバーセキュリティリスクを適切に管理していなかったことを認め、同社に 135 万豪ドルの罰金の支払いを命じました。

フォートナム社の金融アドバイスネットワークは、80 以上の金融アドバイス事務所と、それらの事務所から認可を受けた 200 人以上の個人アドバイザーで構成されており、5 万人以上の顧客の機密情報を収集・保持していました。

裁判所は、フォートナム社が適切なサイバーセキュリティ対策を実施せず、十分な監督・監視体制を整備していなかった結果、顧客がサイバー攻撃やサイバー犯罪のリスクにさらされていると認定しました。

オーストラリア証券取引委員会（ASIC）は「企業による対応が不十分な場合」には引き続き然るべき措置を取ると述べています。特に、今回のオーストラリアの金融サービスライセンス（Australian Financial Services Licence：AFSL）保有者のように、顧客の重要な機密情報を保持している企業が、サイバーセキュリティリスクを認識しながら、それに対処するための十分な対策を講じていない場合、ASIC による執行措置が取られる可能性が飛躍的に高くなっているといえます。

原文（英文）へのリンクはこちら。

その他の注目のトピック

引抜き禁止合意と賃金の共同決定合意をカルテル行為に分類する法案の草案公開（競争法）

2026 年 9 月 7 日、オーストラリア政府は、雇用主間のほとんどの引抜き禁止合意（no-poach agreement）および賃金の共同決定合意（wage-fixing agreement）を違法とし、これらを新たな形態のカルテル条項として分類する法案の草案を公表しました。

今回提案されている引抜き禁止合意は、他社の元従業員、現従業員、または将来の従業員を、直接的または間接的に、勧誘、募集、または雇用することを禁止する合意が対象となります。また、賃金の共同決定合意は、雇用主間で賃金や雇用の条件を維持、削減、または管理するための合意が対象となります。今回の草案には、合弁事業や人材派遣など、様々な取り決めに対して一定の例外規定が設けられていますが、上記の禁止行為の範囲は概して広範であり、違反した場合には、既存のカルテル規定に沿って、民事罰と刑事罰の両方が適用されます。

この草案に対する意見公募手続きは 2026 年 10 月 2 日に終了していますが、この法案が施行されることとなる場合、企業は既存の契約上の取り決め、例えば合弁事業契約や人材派遣契約、労働者派遣契約、フランチャイズ契約、非公式な合意事項などについて、引抜き禁止合意や賃金の共同決定合意に該当する可能性のある規定がないか見直す必要があります。

原文（英文）へのリンクはこちら。

温室効果ガス排出量の表示方法についての新たなガイダンス（消費者法）

オーストラリア競争・消費者委員会（ACCC）は、2026 年 10 月 20 日、「Making emissions claims to consumers」（消費者への排出量表示）と題した企業向けの新たなガイダンスとチェックリストを発表し、企業が消費者向けマーケティングにおいて温室効果ガス（GHG）排出量についてどのように表示すべきかを定めました。

このガイダンスは、企業が発信する（または発信しない）情報が誤解を招くこととなる場合、オーストラリア消費者法に違反する結果となり得るため、それに対処する目的で作成されており、リスクの高い主張とリスクの低い主張の例が多数含まれています。

このガイダンスは、製品パッケージ、販売時点におけるプロモーション、広告、およびウェブサイトの一般的なコンテンツを対象としています。ただし、会社法に基づくサステナビリティ報告や義務的な表示には適用されません。

原文（英文）へのリンクはこちら。

オーストラリア会社法概説

〔第 2 版〕（2019）



「オーストラリア会社法概説」は、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接メールでご注文いただくか、アマゾンジャパンにてご購入いただけます。

オンラインサービスに関する「デジタル注意義務」を導入する法案の草案公開（オンライン安全法）

2026 年 9 月 8 日、オーストラリア政府はオンライン安全法（Online Safety Act）に関して、「デジタル注意義務（Digital Duty of Care）」の導入を中核とする改正法案の公開草案を公表しました。

今回新たに導入されているデジタル注意義務（Digital Duty of Care）とは、オンラインサービスについて責任を負う者に対し、「合理的に実行可能な限り、安全なオンライン環境を確保する」ことを求めるものです。

この義務はオンラインサービス提供者のみならず、オンラインサービスに対して「日常的な支配を行使」し得るすべての者に適用され、関連する既存のコードや基準の対象となっている典型的な事業者のほか、利用者が AI コンテンツを生成し、それを別のオンラインサービスを通じて共有することを可能にするサービス等も「オンラインサービス」に含まれます。

本草案では、デジタル注意義務を補完するためのいくつかの追加的義務（苦情および紛争処理手続の維持や透明性報告書の作成等）が導入されるほか、当局の執行権限も拡大されています。さらに、デジタル注意義務に違反し、または是正指示に従わない法人には、最大約 1 億 900 万豪ドルの罰金が科される可能性があるとされています。

この草案に対する意見公募手続きは 2026 年 9 月 22 日に終了していますが、この法案が施行されることとなる場合、各企業においては、草案の内容を踏まえた新たな規制環境への準備の検討を開始する必要があると考えられます。

原文（英文）へのリンクはこちら。

欧州の製造物責任法の変更とオーストラリアの製造業者に及ぼす影響（製造物責任法）

EU 加盟国は、2026 年 12 月 9 日までに新たな製造物責任に関する指令（The new Product Liability Directive (EU) 2024/2853）を国内法に移行しなければならないとされています。オーストラリアの製造業者による製品であっても、2026 年 12 月 8 日以降に EU 市場に出回り、または使用開始される製品にはこの指令が適用されます。

この指令においても既存の厳格責任の原則は維持されており、欠陥製品によって生じた損害について、原告が過失を証明する必要なく製造業者が責任を負うことになりますが、この新しい指令は、その責任の発生方法と立証方法を大きく変更しています。

最も重要な変更点は、製品の安全性評価の時期に関するものです。既存の枠組みでは、製品が市場に出された時点で欠陥があったかどうかが中心的な問題でしたが、新制度では、その評価が最初の供給の時点を超えて拡大されます。

これは、製造業者が販売後のあらゆる変更に対して無期限に責任を負うことを意味するものではありませんが、製造業者がソフトウェア、アップデート、または関連機能に対する管理権を保持している場合、製造物責任リスクは、製品が工場出荷後にどのように動作し、どのように変化するかにまで及ぶ可能性があります。

原文（英文）へのリンクはこちら。

最近行われたセミナー等

2025 年度第 2 回パース日本人会商工部会セミナー（2025 年 8 月 28 日）

パース日本商工会議所とクレイトンユッツ法律事務所が共催した標記のセミナーにおいて、加納弁護士が講師として参加しました。本勉強会では、JV に関する実務上の留意点として、①JV 形態と特徴、②JV における意思決定、③JV 情報へのアクセス、④JV 参加者の構成変更、⑤JV 参加者間の紛争解決、⑥JV からの出口戦略に関し、オーストラリアにおける法制度や実例を踏まえつつ、加納弁護士より説明がなされました。

セミナーの映像はこちらのリンクから、セミナーで使用した資料はこちらのリンクからご覧いただけます。

海外不動産業官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナー（2024 年 11 月 25 日）

国土交通省不動産・建設経済局国際市場課が主催する海外不動産業官民ネットワーク（J-NORE）第 1 回オーストラリアセミナーが東京で開催されました。本セミナーのテーマのうち、不動産事業に関連する法規制概要に関して加納弁護士が登壇し、オーストラリアの不動産法制度、外資規制、JV の概要と実務上の留意点および不動産投資における関連法制度の近年の動向について解説しました。

本セミナーの映像はこちらのリンクから、本セミナーにおいて使用した資料はこちらのリンクからご覧いただけます。

ブリスベン日本商工会議所 2024 年度第 2 回勉強会（2024 年 9 月 5 日）

ブリスベン日本商工会議所が主催した勉強会において、加納弁護士と Luke Furness 弁護士が講師として登壇しました。本勉強会では、オーストラリアの規制当局への対応に関して、①予防措置、②規制当局との初期的接触、③応答、④事後対応の 4 つのフェーズに分割したうえで、日本との違いにも触れながら、各フェーズにおける対応の留意点について加納弁護士および Luke Furness 弁護士より説明がなされました。

勉強会の映像はこちらのリンクから、勉強会で使用した資料はこちらのリンクからご覧いただけます。

4th Asia-based International Financial Law Conference（2023 年 3 月 29 日～31 日）

International Bar Association が 2023 年 3 月 29 日から 31 日にかけて東京で開催した 4th Asia-based International Financial Law Conference にて、加納弁護士が不動産投資・ファイナンスのセッションのパネリストとして登壇し、近時のオーストラリア不動産マーケットの動向、海外投資家が注意すべき規制や税制、不動産投資におけるファイナンスやストラクチャー等について解説しました。

セッションで使用した資料はこちらのリンク先からご覧いただけます（英語でのカンファレンスのため資料は英文になります）。

Japan Practice 紹介サイト
Japan Practice LinkedIn



豪州 M&A 取引実務セミナー（2022 年 11 月 8 日）

シドニー日本商工会議所が 2022 年 11 月 8 日に開催したシドニービジネス塾において加納弁護士が「豪州 M&A 取引実務」をテーマに講演を行いました。本セミナーでは、豪州 M&A 取引の全体像、デューデリジェンスで発見される問題の例、発見された問題の対処方法、主要な交渉事項、表明保証保険、ヴァーチャル決済の流れ等に触れながら、注意すべき実務上の重要箇所について日本語で解説しました。

講演の映像はこちらのウェブページから、講演で使用した資料はこちらのリンク先からご覧いただけます。

最近の出版物等

ジャパンタイムズ紙特集記事（日豪友好協力基本条約締結 50 周年記念特別号・2026 年 6 月 16 日）

英字新聞ジャパンタイムズ紙の日豪友好協力基本条約締結 50 周年記念特別号にて、当事務所の特集記事が掲載されました。本記事では、これまでに両国が築いてきた経済関係と将来の展望に触れながら、当事務所およびジャパン・プラクティス・グループの取り組みが紹介されています。日本企業の皆様によるオーストラリアでの投資や事業展開に関して、言語、法制度、ビジネス慣習の違いも踏まえたサポートを提供していることについて、当事務所の最高執行パートナーである Emma Covacevich 弁護士およびジャパン・プラクティス・グループの責任パートナーである加納 寛之弁護士がコメントしています。本記事（英文）はこちらからご覧いただけます。

『【特別企画】どうなる？日豪のＭ＆Ａ市場 - ＮＮＡ業界座談会第６弾』（2024 年 7 月 8 日・9 日）

アジア経済ニュースを発信する NNA 社が主催した、日系企業による豪州 M&A に携わる弁護士・会計士による座談会に、加納弁護士が登壇者として参加しました。本座談会では、日系企業による豪州 M&A に関して、近年トレンドとなっている業種、日系企業による M&A 手法の特徴、日系企業・豪州企業による相手方企業の印象、近時の主要な法改正（外資買収法・労働法等）の影響、MOU および DD の重要性、買収後の統合プロセス（PMI）における典型的な問題点、当該問題点に対する契約書上のリスクヘッジ手法等の幅広い論点が議論されています。座談会の内容は、2024 年 7 月 8 日および 9 日発行の同紙に連載されましたが、こちらのリンク先（前編・後編）からご覧いただけます。

Energy Transition Guide

クレイトン・ユッツ法律事務所の Energy Transition Guide が公表されています。本ガイドでは、エネルギートランジションに関する主要な論点を、実際の案件における対応例も紹介しつつ解説しています。本ガイド（英文）はこちらからご覧いただけます。

『オーストラリアにおけるビジネス展開』

本稿は、オーストラリアに対する投資と事業を成功に導くために重要な法律や規制の概要について紹介するものです。本稿はこちらからご覧いただけます。

『オーストラリア会社法概説』〔第 2 版〕（2019）

「オーストラリア会社法概説」（第 2 版）では、日系企業のオーストラリア投資や事業活動の基盤となるオーストラリア会社法を、日本法との比較も交えながら、体系的かつ実務的な観点から日本語で分かり易く解説しています。本書のご購入を希望される方は、出版者（信山社）に直接メールにてご注文いただくか、アマゾンジャパンにてご購入いただけます。

クレイトン・ユッツ法律事務所の日本語ニュースレターは、豪州法の最新トピックの概要について、本ニュースレター作成時点の情報に基づく一般的な情報提供を行うことのみを意図しています。本ニュースレターは、個別案件に関する法的アドバイスを提供するものではありませんので、ご留意ください。個別案件については、個別の事実関係に照らした具体的な分析と検討が必要になります。

連絡先

ニュースレターの内容に関するご質問、その他のご意見や掲載トピックについてのご希望などがございましたら、ジャパン・プラクティス・グループの下記のメンバーまでお気軽にご連絡ください。日本語でのお電話でのお問い合わせは、+61-(0)7-3292-7153（リッジウェイ）までご連絡ください。



パートナー　加納 寛之
メール：hkano@claytonutz.com



スペシャルカウンセル　山浦 茂樹
メール：syamaura@claytonutz.com



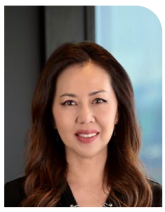
ロイヤー　須川 佑妃
メール：ysugawa@claytonutz.com



ロイヤー　曽我 修平
メール：ssoga@claytonutz.com



外国法弁護士　米田 崇人
（日本法弁護士・日本から出向中）
メール：tyoneda@claytonutz.com



エグゼクティブ・アシスタント
リッジウェイ かおり
メール：kridgway@claytonutz.com